

## ○久留米大学における腎症候性出血熱のための安全管理要領

〔平成23年3月17日  
学 長 決 裁〕

(趣旨)

第1条 この要領は、久留米大学実験動物安全管理委員会規程（平成23年4月1日制定）第7条の規定に基づき、久留米大学における腎症候性出血熱（以下「HFRS」という。）の媒介動物として疑われるラット、マウス等げっ歯類（以下「ラット等」という。）の飼育及び実験の安全を確保するために必要な事項を定める。

(統括及び管理者)

第2条 久留米大学にある医学部疾患モデル研究センター等の実験動物の飼養保管又は動物実験を行う施設（以下「施設」という。）におけるHFRSの安全管理は、久留米大学実験動物安全管理委員会（以下「委員会」という。）が統括し、各施設の実験動物管理者が実施するものとする。

2 実験動物管理者は、久留米大学動物実験規程に従い各施設ごとに定める。

(実験動物管理者の職務)

第3条 実験動物管理者は次に掲げる業務を行う。

- (1) ラット等を生産者又は他の施設等から納入若しくは分与を受ける際には、ラット等の系統、週齢、性別、由来及び施設内納入年月日等を記録、保存するとともにHFRS抗体が陰性であることを確認すること。
- (2) ラット等を取り扱う者（以下「取扱者」という。）の名簿を作成し、ラット等を取扱った期間を記録、保存すること。
- (3) ラット等の安全な取扱いを指導すること。
- (4) 取扱者の健康に留意し、かつ、必要に応じて血清（2ml）を採取し、凍結（-20℃）保存すること。
- (5) 取扱者の施設への立入りを規制し、確認すること。
- (6) 施設内及び周辺環境条件の保持に努めるとともに、空調機器等の日常の保守、点検を行うこと。
- (7) 施設への野鼠及び昆虫類等の進入防止並びに施設内のラット等の逃亡防止策を講ずること。

(施設における厳守事項)

第4条 取扱者は、実験動物管理者の指示に従い次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 施設内は、専用の帽子、マスク、作業衣、実験衣、手袋及び履物の着用並びに施設外に退出する場合は、これらを着替え、うがい、手指等の洗浄、アルコール等による消毒を行うこと。
- (2) 施設内及び周辺の清掃、消毒、野鼠、昆虫類の駆除を行うこと。
- (3) ラット等の飼育数の過密化を避け、動物間の交流を防止すること。

- (4) 不要になった血液、組織及び排泄物、死体等は密封の上焼却処理すること。
- (5) 使用済ケージ（床敷を含む。）、給水瓶、実験用器材等は、原則として高圧滅菌を施し、その他アルコール消毒等を励行すること。
- (6) 指示された場所以外では、飲食、化粧、喫煙等の行為をしないこと。
- (7) 発熱等の身体的異常を認めた場合は、所属長に届け出るとともに、速やかに医師の診察を受けること。

（健康診断）

第5条 ラット等の取扱者に係る健康診断及びHFRS診断を行うため、健康管理医を置く。

- 2 健康管理医は、委員長が指名した者をもって当てる。
- 3 取扱者は、必要に応じて速やかに健康管理医による健康診断を受けなければならない。
- 4 健康管理医は、健康診断の結果を所定の様式に従って記録し、委員長に報告しなければならない。

（HFRS発生時における措置）

第6条 委員会は、取扱者がHFRSの感染の疑いがある場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 施設内への関係者以外の立入りを禁止すること。
  - (2) 関係者全員の健康診断及びHFRS抗体価検査を行うこと。
  - (3) ラット等の搬出入を禁止すること。
  - (4) ラット等のHFRS抗体価検査を行うこと。
- 2 委員会は、HFRSの感染が確定した場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 施設内の全てのラット等を安楽死させ、焼却処分するとともに、施設内の消毒を実施すること。
  - (2) 学内関係者にHFRS感染の発生について通知し、注意を喚起すること。
  - (3) 施設内の使用再開に当たっては、必要な対策を講じた後、施設使用を許可するものとする。

（報告）

第7条 委員会は、HFRS感染の疑いがある者及び感染者が生じた場合には、直ちにその旨を関係機関に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。